

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等			番号	⑬				
評価方式	総合(実績)事業・その他	政策目標の達成度合い		目標達成		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		5年度 当初予算額		6年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	関税制度等の企画及び立案に必要な 経費		122,146		126,227	
	小 計				一般会計	< 122,146 > の内数	< 126,227 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	< 122,146 > の内数	< 126,227 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		

政策目標 5-1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	<p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</p> <p>政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用</p>
---------	---

政策目標 5-1 についての評価結果

政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取組みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度関税改正の検討に当たり、要望を受け付ける際には政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集や国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、 ・ WTO協定（用語集参照）及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税（用語集参照）の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことなど、 <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。</p> <p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費 <p>令和4年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。</p> <p>(事業番号0024)</p>

施策	政 5 - 1 - 1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政5-1-1-B-1 : 適切な関税改正の実施	
	目 標	<p>適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。</p>
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和 5 年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税定率法等の一部を改正する法律」が令和 5 年 3 月 30 日に成立しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定税率等の適用期限の延長等 <p>暫定税率 (412 品目) 及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和 5 年度末まで 1 年延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別品目の関税率の見直し <p>国際的な分類決定を受けたプロポリス原塊等の分類変更に伴い、税細分を新設することで現行の関税率を維持。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関事務管理人制度の拡充 <p>非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率の新設 <p>迅速通関の観点から、入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設 (スティック型 1 本 15 円、リキッド型 1 個 50 円)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税環境の整備 <p>内国税における納税環境の整備に係る規定を踏まえ、高額な無申告に対する関税の無申告加算税の割合の引上げ等の規定を整備。</p> <p>また、令和 4 年 3 月 11 日の G 7 首脳声明を踏まえ、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、以下の内容の「関税暫定措置法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 20 日に成立しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税における最恵国待遇の撤回 <p>国際関係の緊急時において、W T O 協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国を原産地とする物品で、特定の期間内に輸入されるものに課す関税率は、基本税率 (暫定税率の適用があるときは暫定税率) とする。</p> <p>上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申 (令和 4 	

	<p>年12月16日)</p> <p>https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221215_toushin.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定） https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_mokuji.htm ・ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回についての答申（令和4年4月5日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20220405.html ・第208回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm ・第211回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/index.htm 	
--	---	--

施策についての評定	s 目標達成
------------------	--------

評定の理由	<p>令和5年度関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをし、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、適切に判断しました。</p> <p>なお、関税・外国為替等審議会における「令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和5年度税制改正の大綱」に盛り込みました。</p> <p>また、令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、関税暫定措置法の一部を改正しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
-----------	----------------------------

測定指標（定性的な指標）	<p>[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用</p>	
目標	<p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>（注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p>	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>W T O 協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税 ・中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長 ・中華人民共和国産電解二酸化マンガンを対する不当廉売関税の課税期間の延長 <p>について調査や賦課決定等を適正に行いました。</p> <p>上記のとおりW T O 協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税を課することについての答申（令和4年11月24日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221124_toushin.html ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して不当廉売関税を課する期間を延長することについての答申（令和5年1月24日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20230124_toushin.html ・中華人民共和国産電解二酸化マンガンを対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表(令和5年3月8日) https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/20230308.htm 	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>W T O 協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>		

政 5 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2 か月以内の調査開始可否決定件数
平成 30 年度	1	1
令和元年度	1	1
令和 2 年度	2	2
令和 3 年度	2	1
令和 4 年度	1	1

(注 1) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は 2 か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から 2 か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2 : 調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
平成 30 年度	1	1	1
令和元年度	0	—	—
令和 2 年度	1	1	1
令和 3 年度	2	2	2
令和 4 年度	2	2	1

(注 2) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長することができるかとされています。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO 協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p> <p>令和 6 年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		775,847	132,518	143,241	122,146
		補正予算		△1,310	△1,574	△1,610	/
		繰越等		—	456,480	N. A.	
		合 計		774,537	587,424	N. A.	
執行額 (千円)			667,490	536,409	N. A.		

(概要)

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

(注 1) 令和 4 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 5 年 11 月頃に確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。

(注 2) 令和 3 年度の一部及び 4 年度以降の政府情報システム関連予算は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）
---	------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	該当なし
--	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>（適切な関税改正の実施）</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。</p> <p>（特殊関税制度の適正な運用）</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p> <p>令和6年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--------	-----------------	--------